

令和6年度 神奈川県高校生等奨学給付金 非課税世帯の世帯構成別支給額の例※

高校生等（年齢は問わない）

<詳しい条件については、お知らせをご覧ください。>

15歳（中学生は除く。）以上～
23歳未満の兄弟姉妹

● 保護者が扶養している子どもが一人の世帯



【全日制等】(第1子)
国公立 122,100円
私立 142,600円



【全日制等】(第1子)
国公立 122,100円
私立 142,600円



扶養されていない

● 申請する高校生等のほかに、保護者に扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯

◎ 高校生等が複数いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)
国公立 122,100円
私立 142,600円



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額

(注)高校生等以外に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がない場合の支給額の組合せは次のようになります。(それぞれの高校生等について申請が必要です。)

- (1) 国公立と私立の組合せ
…私立の高校生等を「第1子」とします。
- (2) 国公立同士又は私立同士の組合せ
…最も年齢が上となる高校生等を「第1子」とします。



【通信制・専攻科】
国公立 50,500円
私立 52,100円



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額

(注)通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となります。

◎ 高校生等以外の子どもがいる場合

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円



扶養されている

15歳以上(中学生を除く)～23歳未満の兄弟姉妹